

## 令和 2 (2020) 年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

## 1. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金研究者使用ルール（補助条件）」の主な変更点

令和元(2019)年度	令和 2 (2020) 年度
<p>&lt; 「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「特別推進研究（平成 2 8 年度以降に採択された研究課題）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）（平成 2 4 年度から平成 2 6 年度に採択された研究課題及び平成 2 7 年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題を除く。）」、「挑戦的研究（開拓）」又は「若手研究（A）（平成 2 9 年度以前に採択された研究課題（平成 2 4 年度から平成 2 6 年度に採択された研究課題を除く。）」 &gt;</p>	<p>&lt; 「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「<u>学術変革領域研究（A）」、「学術変革領域研究（B）」</u>、「特別推進研究（<del>平成 2 8 年度以降に採択された研究課題</del>）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）（<del>平成 2 4 年度から平成 2 6 年度に採択された研究課題及び</del>平成 2 7 (2015) 年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題を除く。）」、「<del>挑戦的研究（開拓）</del>」又は「若手研究（A）（平成 2 9 (2017) 年度以前に採択された研究課題（平成 2 4 (2012) 年度から平成 2 6 (2014) 年度に採択された研究課題を除く。）」 &gt;</p>
(略)	(略)
1 総則	1 総則
(略)	(略)
2 直接経費の使用	2 直接経費の使用
(略)	(略)
<p>【合算使用の制限】 2-11 直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。 ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて 1 回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合 ② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて 1 個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合 ③ 直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、学術研究助成基金助成金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のあ</p>	<p>【合算使用の制限】 2-11 直接経費は、次の場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。 ① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて 1 回の出張をする場合 <u>又は 1 個の物品等を購入する場合</u>において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合 <del>② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて 1 個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合</del> <u>②③ 直接経費に、<u>科研費以外の他の経費</u>（委託事業費、私立大学等経常費補助金、<del>学術研究助成基金助成金、他の科学研究費補助金</del>及び間接経費等 <u>など</u>、当該</u></p>

る経費を除く。)を加えて、補助事業に使用する場合(なお、設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)の購入経費として使用する場合)には、研究者が所属研究機関を変更する際などに補助事業の遂行に支障が生じないように、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。)

- ④ 直接経費に、他の科研費又は複数の事業において共同して利用する設備(以下「共用設備」という。)の購入が可能な制度の経費を加えて、共用設備を購入する場合(ただし、同一の研究機関において購入する共用設備に限る。なお、各事業に係る負担額及びその算出根拠等について明らかにしておくこと。)

(略)

- 3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)

(略)

#### 【研究代表者の交替】

3-6 「新学術領域研究(研究領域提案型)」の計画研究(総括班研究課題に限る。)の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により研究代

経費の使途に制限のある経費を除く。)を加えて、補助事業に使用する場合(なお、設備、備品又は図書(以下「設備等」という。)の購入経費として使用する場合)には、研究者が所属する研究機関を変更する際等~~など~~に補助事業の遂行に支障が生じないように、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。)

- ③④ 直接経費に、~~他の科研費又は~~複数の事業において共同して利用する設備(以下「共用設備」という。)の購入が可能な制度の経費を加えて、共用設備の購入経費として使用~~を購入~~する場合(ただし、同一の研究機関において使用する場合~~購入する共用設備~~に限る。なお、研究者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないように、当該設備の取扱いを事前に決めておくこと。また、各事業に係る負担額及びその算出根拠等について明らかにしておくこと。)

- ④ 直接経費に、他の科研費(科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金)を加えて、各補助事業の遂行に必要な経費として使用する場合(ただし、同一の研究機関において使用する場合に限る。なお、設備等の購入経費として使用する場合には、研究者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないように、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。また、各事業に係る負担額及び算出根拠等について明らかにしておくこと。)

(略)

- 3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)

(略)

#### 【研究代表者の交替】

3-6 「新学術領域研究(研究領域提案型)」及び「学術変革領域研究」の計画研究(総括班研究課題に限る。)の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替(補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。)により補助事業の継続を希望

表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

3-7 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究の研究代表者が欠けた場合に、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

(略)

【海外における研究滞在等による中断】

3-12 研究代表者（「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究の総括班研究課題を除く。）は、海外における研究滞在等により研究を中断し、未使用の補助金について中断の終了後に再交付を希望する場合には、様式C-13-5「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、新たに研究代表者となる者の意思を確認し、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

3-7 「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「学術変革領域研究」の計画研究の研究代表者が欠けた場合において、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）して補助事業の継続を希望する場合には、新たに研究代表者となる者は、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。他の研究機関に所属する研究分担者に研究代表者を交替した場合には、新たな研究代表者は、様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会に届け出なければならない。

(略)

【海外における研究滞在等による中断】

3-12 研究代表者（「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「学術変革領域研究」の計画研究の総括班研究課題を除く。）は、海外における研究滞在等により研究を中断し、未使用の補助金について中断の終了後に再交付を希望する場合には、様式C-13-5「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事

<p>【海外における研究滞在等に伴う研究期間の延長】</p> <p>3-13 研究代表者（「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究の総括班研究課題を除く。）は、海外における研究滞在等により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、様式C-13-6「海外における研究滞在等に伴う研究期間延長承認申請書」により令和2年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、研究期間は、海外における研究滞在等により研究を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-12」に規定する手続によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【設備等の取扱】</p> <p>3-16 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書にあっては、研究上の支障がなくなる時に）、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、研究代表者は、様式C-15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得て、寄付を延期することができる。</p> <p>(略)</p> <p>4 間接経費の譲渡等</p> <p>(略)</p> <p>5 実績の報告</p> <p>(略)</p>	<p>業データベース（KAKEN）により公開される。）。</p> <p>【海外における研究滞在等に伴う研究期間の延長】</p> <p>3-13 研究代表者（「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「<u>学術変革領域研究</u>」の計画研究の総括班研究課題を除く。）は、海外における研究滞在等により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、様式C-13-6「海外における研究滞在等に伴う研究期間延長承認申請書」により令和<u>3</u>（2021）<del>2</del>年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。なお、研究期間は、海外における研究滞在等により研究を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-12」に規定する手続によるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【設備等の取扱】</p> <p>3-16 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる<del>5万円未満の</del>図書にあっては、研究上の支障がなくなる時に）、研究代表者又は研究分担者が所属する研究機関に寄付しなければならない。ただし、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合には、研究代表者は、様式C-15「寄付延期承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得て、寄付を延期することができる。</p> <p>(略)</p> <p>4 間接経費の譲渡等</p> <p>(略)</p> <p>5 実績の報告</p>
---	--

<p>6 研究成果報告書等の提出</p> <p>【研究成果報告書等の提出】</p> <p>6-1 「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「特別推進研究（平成28年度以降に採択された研究課題）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」又は「若手研究」の研究課題の研究代表者は、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに研究成果報告書により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない（研究成果報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。</p> <p>(略)</p> <p>【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱】</p> <p>6-3 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21）を提出期限までに提出しない場合には、研究代表者及び研究分担者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。</p> <p>6-4 研究分担者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21）を提出期限までに提出しない場合には、研究分担者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなけれ</p>	<p>(略)</p> <p>6 研究成果報告書等の提出</p> <p>【研究成果報告書等の提出】</p> <p>6-1 「新学術領域研究（研究領域提案型）」並びに「<u>学術変革領域研究</u>」の計画研究、「<del>特別推進研究（平成28年度以降に採択された研究課題）</del>」、「<u>基盤研究</u>」及び「<del>挑戦的研究</del>」又は「若手研究」の研究課題の研究代表者は、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、補助金により実施した研究の成果について、様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに研究成果報告書により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない（研究成果報告書は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。</p> <p>(略)</p> <p>【研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い】</p> <p>6-3 研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、<u>様式C-41</u>、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19）又は「研究経過報告書」（様式C-21、<u>様式C-42</u>、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21）を提出期限までに提出しない場合には、研究代表者及び研究分担者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。</p> <p>6-4 研究分担者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、<u>様式C-41</u>、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19）又は「研究経過報告書」（様式C-21、<u>様式C-42</u>、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21）を提出期限までに提</p>
--	---

ばならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

(略)

【「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る研究成果報告書（研究領域）等の提出】

6-5 領域代表者（総括班研究課題の研究代表者）は、研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月30日までに、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で、様式C-18「研究成果報告書（研究領域）」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等により、日本学術振興会に成果報告及び届出を行わなければならない（研究成果報告書（研究領域）は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【「新学術領域研究（研究領域提案型）」に係る研究成果報告書（研究領域）等が未提出の場合の取扱】

6-6 研究代表者が、様式C-18「研究成果報告書（研究領域）」又は様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出しない場合には、研究代表者及び研究分担者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、令和元年度補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

(略)

## 7 研究成果の発表

(略)

出しない場合には、研究分担者は、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

(略)

【「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書（研究領域）等の提出】

6-5 領域代表者（総括班研究課題の研究代表者）は、研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月30日までに、研究領域内の各研究課題（公募研究を含む。）の補助事業の成果を取りまとめた上で、様式C-18「研究成果報告書（研究領域）」により、日本学術振興会に成果報告を行わなければならない。ただし、特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、上記報告書等により、日本学術振興会に成果報告及び届出を行わなければならない（研究成果報告書（研究領域）は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書（研究領域）等が未提出の場合の取扱い】

6-6 研究代表者が、様式C-18「研究成果報告書（研究領域）」又は様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出しない場合には、研究代表者及び研究分担者は、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、令和2(2020)年度補助事業の執行を停止しなければならない（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従わなければならない。）。

(略)

## 7 研究成果の発表

<p>8 その他</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>8 その他</p> <p>(略)</p>
-------------------------	------------------------------------

2. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

令和元(2019)年度	令和2(2020)年度
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う令和元年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）」（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題及び平成27年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題を除く。）」、「挑戦的研究（開拓）」、「若手研究（A）」（平成29年度以前に採択された研究課題（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題を除く。）」、「特別研究員奨励費」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）が取り扱う令和2(2020)年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「<u>学術変革領域研究（A）」</u>、「<u>学術変革領域研究（B）」</u>、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）」（<del>平成24年度から平成26年度に採択された研究課題及び平成27(2015)年度以降に採択された応募区分</del>「特設分野研究」の研究課題を除く。）」、「<del>挑戦的研究（開拓）」</del>「若手研究（A）」（平成29(2017)年度以前に採択された研究課題（平成24(2012)年度から平成26(2014)年度に採択された研究課題を除く。）」、「特別研究員奨励費」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>
<p>1 申請資格の確認</p>	<p>1 申請資格の確認</p>
<p>1-1 交付申請書又は支払請求書（以下、「交付申請書等」という。）に記載された研究代表者（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。）及び研究分担者が、交付申請又は支払請求の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>① 特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究 平成31年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究）</p> <p>② 新学術領域研究（研究領域提案型）、特別研究促進費 平成31年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（新学術領域研究・特別研究促進費）</p>	<p>1-1 交付申請書又は支払請求書（以下、「交付申請書等」という。）に記載された研究代表者（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。）及び研究分担者が、交付申請又は支払請求の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>① 特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究 <u>令和2(2020)平成31年度</u>科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究）</p> <p>② 新学術領域研究（研究領域提案型）、特別研究促進費 <u>令和2(2020)平成31年度</u>科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（新学術領域研究・特別研究促進費）</p> <p>③ <u>学術変革領域研究（A・B）</u></p>



<p>③ 特別研究員奨励費 平成31年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究費奨励費） 【特別研究員】又は平成31年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）【外国人特別研究員】</p> <p>④ 研究成果公開促進費（学術図書）、研究成果公開促進費（データベース） 平成31年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）</p> <p>(略)</p>	<p><u>令和2(2020)年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（学術変革領域研究（A・B））</u></p> <p>④⑤ 特別研究員奨励費 <u>令和2(2020)平成31年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究費奨励費）【特別研究員】又は令和2(2020)平成31年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）【外国人特別研究員】</u></p> <p>⑤④ 研究成果公開促進費（学術図書）、研究成果公開促進費（データベース） <u>令和2(2020)平成31年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）</u></p> <p>(略)</p>
<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p>各研究機関が定める関連規程や個別契約等により、研究者が交付を受ける補助金（直接経費：補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む）、間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について、本規程に従って研究機関が次の事務を行うことを定めること。</p> <p>(略)</p>	<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p><u>科研費による研究活動を当該研究機関の活動として行わせるとともに、</u>各研究機関が定める関連規程や個別契約等により、研究者が交付を受ける補助金（直接経費：補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む）、間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について、本規程に従って研究機関が次の事務を行うことを定めること。</p> <p>(略)</p>
<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>補助金に係る事務を、以下の各項に従い適切に行うこと。</p> <p>(1) 直接経費の管理</p> <p>【補助事業期間】 3-1 補助事業期間は単年度となることを踏まえ、適切に管理すること。ただし、「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」については、国庫債務負担行為分として交付されているため、研究期間が補助事業期間となるが、調整金を活用した研究費の前倒し使用分及び次年度使用分並びに研究計画の大幅な変更に伴う継続研究課</p>	<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>補助金に係る事務を、以下の各項に従い適切に行うこと。</p> <p>(1) 直接経費の管理</p> <p>【補助事業期間】 3-1 補助事業期間は単年度となることを踏まえ、適切に管理すること。<del>ただし、「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」については、国庫債務負担行為分として交付されているため、研究期間が補助事業期間となるが、調整金を活用した研究費の前倒し使用分及び次年度使用分並びに研究計画の大幅な変更に伴う継続研究課</del></p>

題の増額応募等による増額分（以下「調整金等交付分」という。）については単年度が補助事業期間となることを踏まえ、適切に管理すること。

【同一の補助事業のために交付される複数の補助金の合算使用】

3-2 「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」については、研究代表者及び研究分担者は、同一の補助事業を行うために交付される複数の補助金（国庫債務負担行為分及び調整金等交付分。以下同じ。）を合わせた使用ができることとしているので、適切に管理すること。

(略)

【使用の開始】

3-4 研究代表者及び研究分担者が、交付された直接経費の使用を速やかに（「研究成果公開促進費（学術図書）」については、代表者が交付された直接経費の使用を令和元年6月30日まで）開始できるよう、必要な事務を迅速に行うこと。

（新規の研究課題（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては課題と読み替えるものとする。以下同じ。）については内定通知日以降、また、継続の研究課題については4月1日から（ただし、「研究成果報告書」を提出していないことなどにより内定通知を留保された場合には、内定通知日以降）、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。

ただし、海外における研究滞在等による中断後の再開の場合には、日本学術振興会への再開時の交付申請書の提出日以降研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。）

~~題の増額応募等による増額分（以下「調整金等交付分」という。）については単年度が補助事業期間となることを踏まえ、適切に管理すること。~~

~~【同一の補助事業のために交付される複数の補助金の合算使用】~~

~~3-2 「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」については、研究代表者及び研究分担者は、同一の補助事業を行うために交付される複数の補助金（国庫債務負担行為分及び調整金等交付分。以下同じ。）を合わせた使用ができることとしているので、適切に管理すること。~~

(略)

【使用の開始】

~~3-34 研究代表者及び研究分担者が、交付された直接経費の使用を速やかに（「研究成果公開促進費（学術図書）」については、代表者が交付された直接経費の使用を令和元年6月30日まで）開始できるよう、必要な事務を迅速に行うこと。~~

新たに採択された（新規の）研究課題（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては課題と読み替えるものとする。以下同じ。）については内定通知日以降、「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」にあつては内定通知日以降で、かつ研究分担者である外国人特別研究員の採用期間開始日以降）、また、前年度から継続する、~~継続の~~研究課題については、4月1日から（ただし、~~「研究成果報告書」~~を提出していないことなどにより内定通知を留保された場合には、内定通知日以降）、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えないこととしているので、これに必要な事務を迅速に行うこと（「研究成果公開促進費（学術図書）」にあつては、翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しを、補助事業を行う年度の6月30日までに実施しなければならないこととしているので、これに必要な事務を迅速に行うこと。）。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。

ただし、海外における研究滞在等による中断後の再開の場合には、日本学術振興会への再開時の交付申請書の提出日以降研究

を開始し、必要な契約等を行って差し支えないこととしているので、これに必要な事務を迅速に行うこと。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。＝

(略)

(略)

【支出の期限】

3-6 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を、補助事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行うこと。

「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」については、上記「3-6」に代えて下記「3-6-1」のとおりとする。

3-6-1 各年度に行う事業に係る物品の納品、役務の提供等を、当該事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行うこと。

(略)

【支出の期限】

3-56 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を、補助事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行うこと。

~~「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」については、上記「3-6」に代えて下記「3-6-1」のとおりとする。~~

~~3-6-1 各年度に行う事業に係る物品の納品、役務の提供等を、当該事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行うこと。~~

(略)

【費目別の収支管理】

3-7 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」（「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」にあつては「様式B」は「様式BK」、「様式C」は「様式CK」と読み替えるものとする。以下同じ。）を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

(略)

【費目別の収支管理】

3-67 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「~~挑戦的研究~~」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」（「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」にあつては「~~様式B~~」は「~~様式BK~~」、「~~様式C~~」は「~~様式CK~~」と読み替えるものとする。以下同じ。）を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

(略)

3-9 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。「研究成果公開促進費（デー

3-89 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。「研究成果公開促進費（デー

データベース)」に係る直接経費の収支管理は、様式B-51-4「収支簿（研究成果公開促進費「データベース）」を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

物品費（消耗品費）

データベース作成のための入力作業に伴い必要となる消耗品（設備、備品は含まない。）を購入するための経費

旅費（国内連絡旅費）

作成協力者等の国内出張（データベース作成に係る連絡、打合せ等）のための経費（交通費、宿泊費、日当等）。ただし、支出は10万円程度までとする

(略)

【旅費及び人件費・謝金の支出等】

3-11 補助事業に係る旅費及び人件費・謝金の支出に当たっては、以下により取り扱うこと。

(略)

データベース)」に係る直接経費の収支管理は、様式B-51-4「収支簿（研究成果公開促進費「データベース）」を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

物品費（消耗品費）

データベース作成のための入力作業に伴い必要となる消耗品（設備、備品は含まない。）を購入するための経費

旅費（国内連絡旅費）

作成協力者等の国内出張（データベース作成に係る連絡、打合せ等）のための経費（交通費、宿泊費、日当等）。~~ただし、支出は10万円程度までとする~~

(略)

【旅費及び人件費・謝金の支出等】

3-10~~4~~ 補助事業に係る旅費及び人件費・謝金の支出に当たっては、以下により取り扱うこと。

(略)

⑤ 補助金により雇用されている若手研究者（補助事業を行う年度の4月1日時点において、40歳未満の者又は博士の学位取得後8年未満の者、以下「科研費被雇用若手研究者」という。）が、雇用元の業務に従事するエフォートの一部を、科研費被雇用若手研究者の自発的な研究活動等に充当しようとする場合は、研究機関において次の点を確認すること。

1) 科研費被雇用若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること。

2) 各研究機関が定める関連規程等に基づき、研究代表者又は研究分担者が、雇用元の業務の推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、その旨を研究機関が認めること。

3) 各研究機関が定める関連規程等に基づき、研究代表者又は研究分担者が、雇用元の業務の推進に支障がない範囲であると判断し、その旨を研究機関が認めること（雇用元の業務に従事するエフォートの20%を上

<p><b>【使用の制限】</b>  <b>3-12</b> 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」の直接経費は、次の費用として使用しないこと。</p> <p>(略)</p> <p><b>【合算使用の制限】</b>  <b>3-14</b> 次の場合を除き、他の経費と合算して使用しないこと。</p> <p>① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合</p> <p>② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合</p> <p>③ 直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、学術研究助成基金助成金、他の科学研究費補助金（「3-2」に規定する場合を除く。）及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備等の購入経費として使用する場合には、研究者が所属研究機関を変更する際などに補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。）</p> <p>④ 直接経費に、他の科研費（「3-2」に規定する場合を除く。）又は複数の事業において共同して利用する設備（以下「共用設備」という。）の購入が可能な制度の経費を加えて、共用設備を購入する場合（ただし、同一の研究機関において購入する共用設備に限る。なお、各事業に係る負担額及びその算出根拠等について明らかにしておくこと。）</p>	<p><u>限とする。）。</u></p> <p><b>【使用の制限】</b>  <b>3-11<del>2</del></b> 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「<u>学術変革領域研究</u>」、「<u>基盤研究</u>」、「<del>挑戦的研究</del>」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」の直接経費は、次の費用として使用しないこと。</p> <p>(略)</p> <p><b>【合算使用の制限】</b>  <b>3-13<del>4</del></b> 次の場合を除き、他の経費と合算して使用しないこと。</p> <p>① 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合<u>又は1個の物品等を購入する場合</u>において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合</p> <p><del>② 補助事業に係る用途と他の用途とを合わせて1個の消耗品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で直接経費を使用する場合</del></p> <p><del>②</del><u>②</u> 直接経費に、<u>科研費以外の他の経費</u>（委託事業費、私立大学等経常費補助金、<del>学術研究助成基金助成金、他の科学研究費補助金（「3-2」に規定する場合を除く。）</del>及び間接経費等）など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合（なお、設備等の購入経費として使用する場合には、研究者が所属する研究機関を変更する際等 <u>など</u>に補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。）</p> <p><del>③</del><u>③</u> 直接経費に、<u>他の科研費（「3-2」に規定する場合を除く。）</u>又は複数の事業において共同して利用する設備（以下「共用設備」という。）の購入が可能な制度の経費を加えて、<u>共用設備の購入経費として使用</u> <del>を</del><u>購入</u>する場合（ただし、同一の研究機関において<u>使用する場合</u> <del>購入する共用設備</del>に限る。なお、研究者が所属する研究機関を変更する際等に<u>補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備の取扱いを事前に決めておくこと。</u>また、各事業に係る負担額及びその算出根拠等について明らかにしておくこと。）</p> <p><del>④</del> 直接経費に、他の科研費（科学研究費</p>
---	--

補助金及び学術研究助成基金助成金)を加えて、各補助事業の遂行に必要な経費として使用する場合(ただし、同一の研究機関において使用する場合に限る。なお、設備等の購入経費として使用する場合には、研究者が所属する研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないように、当該設備等の取扱いを事前に決めておくこと。また、各事業に係る負担額及び算出根拠等について明らかにしておくこと。)

(略)

【特別推進研究(平成27年度以前に採択された研究課題)の支払請求に係る手続】

3-20 「特別推進研究(平成27年度以前に採択された研究課題)」について、研究代表者が、各年度に必要な経費について請求しようとする場合には、研究代表者が作成する「支払請求書」を取りまとめ、「支払請求書(表紙)」を添えて日本学術振興会が別途指示する期限までに日本学術振興会へ提出すること。

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-21 「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

## ②翌年度にわたる直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、研究代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、研究代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、令和2年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認

(略)

~~【特別推進研究(平成27年度以前に採択された研究課題)の支払請求に係る手続】~~

~~3-20 「特別推進研究(平成27年度以前に採択された研究課題)」について、研究代表者が、各年度に必要な経費について請求しようとする場合には、研究代表者が作成する「支払請求書」を取りまとめ、「支払請求書(表紙)」を添えて日本学術振興会が別途指示する期限までに日本学術振興会へ提出すること。~~

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-~~19~~24 「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「~~挑戦的研究~~」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

## ②翌年度にわたる直接経費の使用

当該年度の補助事業が、交付決定時には予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、研究代表者が、補助事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、研究代表者が作成する様式C-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、令和3(2021)~~2~~年3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式B-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認

票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。

「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」については、上記「②」に代えて下記「②-1」とおとりとする。

②-1 交付を受けた各年度に行う事業が、各年度に発生した予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、研究代表者が、国庫債務負担行為分について各年度に行う事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、研究代表者が作成する様式CK-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、様式BK-2別紙1「繰越承認要求一覧」を付して、各年度の3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式BK-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。

(略)

#### ⑧研究代表者の交替

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究（総括班研究課題に限る。）の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認の上作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者と研究代表者を交替

票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。

~~「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」については、上記「②」に代えて下記「②-1」とおとりとする。~~

~~②-1 交付を受けた各年度に行う事業が、各年度に発生した予想し得なかった繰越要件に合致するやむを得ない事由に基づき、予定の期間内に完了しない見込みとなった場合であって、研究代表者が、国庫債務負担行為分について各年度に行う事業の期間を延長するとともに、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することを希望する場合に、研究代表者が作成する様式CK-26「繰越を必要とする理由書」を取りまとめ、様式BK-2別紙1「繰越承認要求一覧」を付して、各年度の3月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。なお、取りまとめに当たり、事前にその内容等について、様式BK-2別紙2「科学研究費助成事業に係る繰越要件等事前確認票」により繰越要件に合致することを確認するとともに、研究機関において補助事業期間終了後5年間保管しておくこと。~~

(略)

#### ⑧研究代表者の交替

「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「学術変革領域研究」の計画研究（総括班研究課題に限る。）の研究代表者が応募資格を有しなくなる場合において、研究代表者の交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）により補助事業の継続を希望する場合、又は応募資格の喪失以外のやむを得ない事由により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）しようとする場合には、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、当該研究代表者が新たに研究代表者となる者の意思を確認の上作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研

して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究の研究代表者が欠けた場合であって、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）して補助事業の継続を希望する場合には、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑮海外における研究滞在等による中断

研究代表者（「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究の総括班研究課題、「特別研究員奨励費（特別研究員）」及び「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の研究代表者を除く。）が、海外における研究滞在等により研究を中断し、未使用の補助金について中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-5「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

⑯海外における研究滞在等に伴う研究期間の延長

研究代表者（「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究の総括班研究課題、「特別研究員奨励費（特別研究員）」及び「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」

研究者と研究代表者を交替して新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

「新学術領域研究（研究領域提案型）」及び「学術変革領域研究」の計画研究の研究代表者が欠けた場合において~~であって~~、研究分担者がその総意により、研究代表者を交替（補助事業の研究分担者に交替する場合に限る。）して補助事業の継続を希望する場合には、科学技術・学術審議会における審査を経た上で、様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。その際、研究分担者が、他の研究機関に所属する研究者から研究代表者を交替して、新たな研究代表者となった場合には、新たな研究代表者が作成する様式C-10-2「研究代表者交替に伴う所属研究機関変更届」により、日本学術振興会への届出を行うこと。

(略)

⑮海外における研究滞在等による中断

研究代表者（「新学術領域研究（研究領域提案型）」並びに「学術変革領域研究」の計画研究の総括班研究課題、「特別研究員奨励費（特別研究員）」及び「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の研究代表者を除く。）が、海外における研究滞在等により研究を中断し、未使用の補助金について中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-5「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

⑯海外における研究滞在等に伴う研究期間の延長

研究代表者（「新学術領域研究（研究領域提案型）」並びに「学術変革領域研究」の計画研究の総括班研究課題、「特別研究員奨励費（特別研究員）」及び「特別研究員奨励



の研究代表者を除く。)が、海外における研究滞在等により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-6「海外における研究滞在等に伴う研究期間延長承認申請書」により令和2年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。なお、研究期間は、海外における研究滞在等により研究を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-21⑮」に規定する手続を行うこと。

(略)

3-23 「研究成果公開促進費(データベース)」に係る次の手続を行うこと。

(略)

#### ②事業計画の変更

代表者は、事業計画を変更し、交付申請書の記載事項について、以下の範囲内において変更できるため、各費目の使用状況、その他補助事業の実施状況を常に把握すること。

ア 「入力レコード数」及び「データ容量」について、各々50%の増減内で変更すること

イ 「所要経費」の使用内訳について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各費目の額を、交付された補助金の総額の50%(補助金の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで)を限度として変更すること

ただし、旅費(「国内連絡旅費」)については、減額する場合又は旅費の総額が10万円程度を超えない範囲内で当該費目の50%を上限として変更すること

代表者が、上記の範囲を超えて交付申請書の記載事項を変更しようとする場合、及び交付申請書の記載事項のうち「データベースの名称」又は「データベースの種類・

費(外国人特別研究員)」の研究代表者を除く。)が、海外における研究滞在等により年度内に研究を中断し、かつ年度内に研究を再開する場合であって、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴い、研究期間の延長を希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-6「海外における研究滞在等に伴う研究期間延長承認申請書」により令和3(2021)年3月1日までに申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。なお、研究期間は、海外における研究滞在等により研究を中断する期間に応じて延長することができる。ただし、海外における研究滞在等により応募資格を有しなくなる場合には、「3-~~19~~21⑮」に規定する手続を行うこと。

(略)

3-21~~3~~ 「研究成果公開促進費(データベース)」に係る次の手続を行うこと。

(略)

#### ②事業計画の変更

代表者は、事業計画を変更し、交付申請書の記載事項について、以下の範囲内において変更できるため、各費目の使用状況、その他補助事業の実施状況を常に把握すること。

ア 「入力レコード数」及び「データ容量」について、各々50%の増減内で変更すること

イ 「所要経費」の使用内訳について、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、各費目の額を、交付された補助金の総額の50%(補助金の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで)を限度として変更すること

~~ただし、旅費(「国内連絡旅費」)については、減額する場合又は旅費の総額が10万円程度を超えない範囲内で当該費目の50%を上限として変更すること~~

代表者が、上記の範囲を超えて交付申請書の記載事項を変更しようとする場合、及び交付申請書の記載事項のうち「データベースの名称」又は「データベースの種類・

性格」を変更しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-54-3「事業計画変更承認申請書(研究成果公開促進費「データベース」)」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

【実績報告等に係る手続】

3-24 「特別推進研究」「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

3-25 「特別推進研究(平成27年度以前に採択された研究課題)」に係る次の手続を行うこと。

①国の会計年度終了に伴う実績報告書の提出

各補助事業について、国の会計年度が終了した場合(研究計画最終年度の場合を除く)には、翌年度の5月31日までに、各研究代表者が当該年度の終了時において作成する、様式CK-6-1「実績報告書(収支決算報告書)」(様式BK-3-1「収支決算報告書(表紙)」を添える。)及び様式CK-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」(様式BK-4-1「研究実績報告書(表紙)」を添える。)により日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

②実績報告書の提出

各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、各研究代表者が作成する、様式CK-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」(様式BK-3-1「収支決算報告書(表紙)」を添える。)及び様式CK-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」(様式BK-4-1「研究実績報告書(表紙)」を添える。)を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を

性格」を変更しようとする場合に、当該代表者が作成する様式C-54-3「事業計画変更承認申請書(研究成果公開促進費「データベース」)」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

(略)

【実績報告等に係る手続】

3-224 「特別推進研究」「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「~~挑戦的研究~~」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

(略)

~~3-25 「特別推進研究(平成27年度以前に採択された研究課題)」に係る次の手続を行うこと。~~

~~①国の会計年度終了に伴う実績報告書の提出~~

~~各補助事業について、国の会計年度が終了した場合(研究計画最終年度の場合を除く)には、翌年度の5月31日までに、各研究代表者が当該年度の終了時において作成する、様式CK-6-1「実績報告書(収支決算報告書)」(様式BK-3-1「収支決算報告書(表紙)」を添える。)及び様式CK-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」(様式BK-4-1「研究実績報告書(表紙)」を添える。)により日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。~~

~~②実績報告書の提出~~

~~各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に、各研究代表者が作成する、様式CK-6-2「実績報告書(収支決算報告書)」(様式BK-3-1「収支決算報告書(表紙)」を添える。)及び様式CK-7-2「実績報告書(研究実績報告書)」(様式BK-4-1「研究実績報告書(表紙)」を添える。)を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を~~

行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

(略)

【研究成果報告に係る手続】

3-28 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

① 研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び「若手研究」の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、研究代表者が作成する、様式C-19「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

② 研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い

研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21）を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、研究代表者及び研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること（文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合

~~行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。~~

(略)

【研究成果報告に係る手続】

3-25~~8~~ 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「学術変革領域研究」、「基盤研究」、「~~挑戦的研究~~」、「若手研究」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

① 研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」並びに「学術変革領域研究」の計画研究、「基盤研究」~~、「挑戦的研究」~~及び「若手研究」の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、研究代表者が作成する、様式C-19「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

② 研究成果報告書等が未提出の場合の取扱い

研究代表者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」（様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19）又は「研究経過報告書」（様式C-21、様式C-42、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21）を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、研究代表者及び研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること（文部科学省又は日本学

は、その指示に従うこと。)

研究分担者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」(様式C-19、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19)又は「研究経過報告書」(様式C-21、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21)を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。)

③「新学術領域研究(研究領域提案型)」に係る研究成果報告書(研究領域)等の提出

研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月30日までに、領域代表者(総括班研究課題の研究代表者)が、研究領域内の各研究課題(公募研究を含む。)の補助事業の成果を取りまとめた上で作成する、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」(様式B-12「新学術領域研究(研究領域提案型)研究成果報告書等提出届」を添える。)により、日本学術振興会に成果報告を行うこと(様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」は、電子データで提供すること。)。特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、領域代表者が作成する、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」(様式B-12「新学術領域研究(研究領域提案型)研究成果報告書等提出届」を添える。)を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、領域代表者が作成する、上記報告書等により日本学術振興会に成果報告及び届出を行うこと。

④「新学術領域研究(研究領域提案型)」に係る研究成果報告書(研究領域)等が未提出の場合の取扱

研究代表者が、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」又は様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、研究代表者及び研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示

に従うこと。)

研究分担者が、科学研究費助成事業の他の補助事業の「研究成果報告書」(様式C-19、様式C-41、様式F-19-1、様式F-19-2、様式Z-19、様式CK-19)又は「研究経過報告書」(様式C-21、様式C-42、様式F-21、様式Z-21、様式CK-21)を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書を日本学術振興会に提出するまで、研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。)

③「新学術領域研究(研究領域提案型)」及び「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書(研究領域)等の提出

研究領域の研究期間終了後又は「成果取りまとめ」の研究課題の研究終了後の翌年度の6月30日までに、領域代表者(総括班研究課題の研究代表者)が、研究領域内の各研究課題(公募研究を含む。)の補助事業の成果を取りまとめた上で作成する、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」(様式B-12「新学術領域研究(研究領域提案型) 及び学術変革領域研究研究成果報告書等提出届」を添える。)により、日本学術振興会に成果報告を行うこと(様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」は、電子データで提供すること。)。特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、領域代表者が作成する、様式C-23「研究成果報告書提出延期届」(様式B-12「新学術領域研究(研究領域提案型) 及び学術変革領域研究研究成果報告書等提出届」を添える。)を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、領域代表者が作成する、上記報告書等により日本学術振興会に成果報告及び届出を行うこと。

④「新学術領域研究(研究領域提案型)」及び「学術変革領域研究」に係る研究成果報告書(研究領域)等が未提出の場合の取扱い

研究代表者が、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」又は様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、研究代表者及び研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示

に従うこと。)

研究分担者が、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」又は様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。)

(略)

#### 【寄付の受入】

3-30 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに(直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、当該研究代表者又は研究分担者が寄付の延期について日本学術振興会の承認を得た場合にあつては、当該寄付が延期された時期に、また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に)当該研究代表者又は研究分担者が補助事業を遂行する研究機関に寄付しなければならないこととしているので、これを受け入れて適切に管理すること。

「特別研究員奨励費(特別研究員)」については、上記「3-30」に代えて下記「3-30-1」のとおりとする。

#### 【寄付の受入】

3-30-1 研究代表者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに(直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、当該研究代表者が寄付の延期について日本学術振興会の承認を得た場合にあつては、当該寄付が延期された時期(延期することができる期間は、日本学術振興会の特別研究員という研究代表者としての応募資格を有しなくなるまで)に、また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に)研究機関に寄付しなければならないこととしているので、これを受け入れて適切に管理すること。

に従うこと。)

研究分担者が、様式C-18「研究成果報告書(研究領域)」又は様式C-23「研究成果報告書提出延期届」を提出期限までに提出しない場合には、上記報告書等を日本学術振興会に提出するまで、研究分担者が実施する補助事業の執行を停止すること(文部科学省又は日本学術振興会が別に指示した場合は、その指示に従うこと。)

(略)

#### 【寄付の受入】

3-~~2730~~ 研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに(直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、当該研究代表者又は研究分担者が、「3-28」に規定する手続により、寄付の延期について日本学術振興会の承認を得た場合にあつては、当該寄付が延期された時期に、また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる~~5万円未満~~の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に)当該研究代表者又は研究分担者が補助事業を遂行する研究機関に寄付しなければならないこととしているので、これを受け入れて適切に管理すること。

「特別研究員奨励費(特別研究員)」については、上記「3-~~2730~~」に代えて下記「3-~~2730~~-1」のとおりとする。

#### 【寄付の受入】

3-~~2730~~-1 研究代表者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに(直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、当該研究代表者が、「3-28」に規定する手続により、寄付の延期について日本学術振興会の承認を得た場合にあつては、当該寄付が延期された時期(延期することができる期間は、日本学術振興会の特別研究員という研究代表者としての応募資格を有しなくなるまで)に、また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる~~5万円未満~~の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に)研究機関に寄付しなければならないこととしているので、これを受け入れて適切に管理すること。

「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」については、上記「3-30」に代えて下記「3-30-2」のとおりとする。

【寄付の受入】

3-30-2 研究代表者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、当該研究代表者が寄付の延期について日本学術振興会の承認を得た場合にあっては、当該寄付が延期された時期（延期することができる期間は、研究分担者が、日本学術振興会の外国人特別研究員という研究分担者の応募資格を有しなくなるまで）に、また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる5万円未満の図書の場合にあっては、研究上の支障がなくなる時に）研究機関に寄付しなければならないこととしているので、これを受け入れて適切に管理すること。

(略)

【所属機関変更時の設備等の返還】

3-32 設備等の寄付を行った研究代表者又は研究分担者が、他の研究機関に所属することとなる場合であって、当該研究代表者又は研究分担者が、新たに所属することとなる研究機関において当該設備等を使用することを希望する場合には、当該設備等を研究代表者又は研究分担者に返還すること。ただし、共用設備については寄付を行った研究代表者及び研究分担者全員が同意した場合に限る。

(略)

4 適正な使用の確保

(略)

「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」については、上記「~~3-2730~~」に代えて下記「~~3-2730-2~~」のとおりとする。

【寄付の受入】

3-~~2730~~-2 研究代表者は、直接経費により購入した設備等を、購入後直ちに（直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる場合であって、当該研究代表者が、「3-28」に規定する 手続により、寄付の延期について日本学術振興会の承認を得た場合にあっては、当該寄付が延期された時期（延期することができる期間は、研究分担者が、日本学術振興会の外国人特別研究員という研究分担者の応募資格を有しなくなるまで）に、また、直ちに寄付することにより研究上の支障が生じる ~~5万円未満~~の図書の場合にあっては、研究上の支障がなくなる時に）研究機関に寄付しなければならないこととしているので、これを受け入れて適切に管理すること。

(略)

【所属機関変更時の設備等の返還】

3-~~2932~~ 設備等の寄付を行った研究代表者又は研究分担者が、研究課題の研究期間中に他の研究機関に所属することとなる場合であって、当該研究代表者又は研究分担者が、新たに所属することとなる研究機関において当該設備等を使用することを希望する場合には、当該設備等を研究代表者又は研究分担者に返還すること。ただし、共用設備については寄付を行った研究代表者及び研究分担者全員が同意した場合に限る。研究課題の研究期間終了後5年間も同様とする（令和2(2020)年度以降に購入する設備等に限る）。

(略)

4 適正な使用の確保

(略)

<p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施</p> <p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">間接経費の主な使途の例示</p> <p>被配分機関において、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に例示されている、具体的な使途としては以下のものを対象とする。</p> <p>(1) 管理部門に係る経費</p> <p>(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(イ) 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など</p> <p>(2) 研究部門に係る経費</p> <p>(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費</p> <p>(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷</p>	<p>5 研究活動における不正行為への対応</p> <p>(略)</p> <p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施</p> <p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">間接経費の主な使途の例示</p> <p>被配分機関において、<u>競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に例示されている、具体的な使途としては以下のものを対象とする。</u></p> <p>(1) 管理部門に係る経費</p> <p>(ア) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費</p> <p>(イ) 管理事務の必要経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など</p> <p>(2) 研究部門に係る経費</p> <p>(ウ) 共通的に使用される物品等に係る経費 備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費</p> <p>(エ) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷</p>
--	--

<p>費、新聞・雑誌代、光熱水費</p> <p>(オ) 特許関連経費  (カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費  (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費  (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費  (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費  (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費  (サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費  (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費  (ス) 図書館の整備、維持及び運営経費  (セ) ほ場の整備、維持及び運営経費など</p> <p>(3) その他の関連する事業部門に係る経費  (ソ) 研究成果展開事業に係る経費  (タ) 広報事業に係る経費など</p> <p>※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。</p> <p>出典：競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針  （平成26年5月29日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）</p>	<p>費、新聞・雑誌代、光熱水費、論文投稿料（論文掲載料）</p> <p>(オ) 特許関連経費  (カ) 研究棟の整備、維持及び運営経費  (キ) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費  (ク) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費  (ケ) 設備の整備、維持及び運営経費  (コ) ネットワークの整備、維持及び運営経費  (サ) 大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費  (シ) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費  (ス) 図書館の整備、維持及び運営経費  (セ) ほ場の整備、維持及び運営経費など</p> <p>(3) その他の関連する事業部門に係る経費  (ソ) 研究成果展開事業に係る経費  (タ) 広報事業に係る経費など</p> <p>※上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。</p> <p>出典：競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針  （平成13年4月20日平成26年5月29日 競争的<u>研究費</u>資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（令和元年7月18日改正））</p>
---	---